

泉大津市教育委員会会議 令和5年第12回定例会

会 議 事 項

(令和5年12月20日)

会 議 事 項

日程第 1 議案第 37号 条東小学校における校舎引っ越しに伴う春季休業期間
の変更について

日程第 2 議案第 38号 教育委員会からスポーツ施設運営委員会への諮問について

日程第 3 報告第 23号 令和5年度泉大津市一般会計補正予算について

日程第 4 報告第 24号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

議案第 3 7 号

条東小学校における校舎引っ越しに伴う春季 休業期間の変更について

1 趣 旨

条東小学校において、令和 4 年 1 1 月 1 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの期間の校舎改修工事に伴い、荷造り・荷ほども含めた引っ越し作業の期間を確保する必要があるため、泉大津市立小学校等の管理運営規則第 3 条第 1 項により春季休業期間変更について条東小学校長から教育委員会へ承認依頼があり、変更することについて諮るものである。

2 根拠法令

泉大津市立小学校等の管理運営規則（抜粋）

（学期又は休業日の変更）

第 3 条 校長は、学期又は休業日を変更しようとするときは、委員会の承認を受けなければならない。

3 内 容

春季休業期間：令和 6 年 3 月 2 0 日（水）～令和 6 年 4 月 8 日（月）

変更前：令和 6 年 3 月 2 5 日（月）～ 令和 6 年 4 月 7 日（日）

変更は令和 5 年度～令和 6 年度に係る春季休業に限る。

令和 5 年度 3 学期終了式：令和 6 年 3 月 1 9 日（火）

令和 6 年度入学式：令和 6 年 4 月 8 日（月）

令和 6 年度 1 学期始業式：令和 6 年 4 月 9 日（火）

教育委員会資料
5 . 1 2 . 2 0
スポーツ青少年課

議案第 3 8 号

教育委員会からスポーツ施設運営委員会への 諮問について

1 諮問事項

泉大津市立総合体育館の料金改定に関する事

2 諮問理由

別紙 1 諮問書のとおり

3 根拠法令

泉大津市スポーツ施設運営委員会規則

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、別表に掲げるスポーツ施設(附帯施設等を含む。)の管理運営について、必要な事項を審議すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項について審査すること。

泉大教委第 号
令和 5 年 1 2 月 日

スポーツ施設運営委員会
委員長 様

泉大津市教育委員会

泉大津市立総合体育館の料金改定に関することについて（諮問）

泉大津市スポーツ施設運営委員会規則第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、泉大津市立総合体育館の料金改定に関する下記の事項について、専門的知見を有する委員で構成される貴委員会の意見を求めます。

記

大体育室の料金の改定について

令和 5 年 6 月 2 3 日から令和 6 年 3 月 1 5 日までの期間で、総合体育館空調設備外設置工事を行い、大体育室の床の張替え及び空調設備を設置します。今後、スポーツ環境の整備にかかる工事費および空調稼働時のエネルギー費について、受益者負担を検討する必要があることから、大体育室の料金改定について、貴委員会の意見を求めます。

エネルギーコスト上昇による大体育室以外の室の料金改定について

近年、光熱費等のエネルギー関連費が上昇しているものの、施設料金の改定は見送られ、光熱費等の上昇分につきましては、指定管理者の負担で運営を行ってきました。しかし、これ以上の負担を指定管理者に負わせることは、次期の指定管理者の公募に影響を及ぼすことも考えられるため、大体育室以外の室の料金改定について、貴委員会の意見を求めます。

総合体育館の駐車場の料金改定について

総合体育館では、駐車場料金を 1 時間 1 0 0 円と設定しており、体育館を利用した場合 4 時間 1 0 0 円となっております。しかし、市内における他の駐車場と比較しても安価に設定していることから、他の駐車場と整合性をあわせるため、駐車場の料金改定について、貴委員会の意見を求めます。

教育委員会資料
5 . 1 2 . 2 0
教育政策課

報告第 2 3 号

令和 5 年度泉大津市一般会計補正予算 について

1 趣 旨

令和 5 年度泉大津市一般会計補正予算のうち教育に関する内容について、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項及び泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第 2 条に基づき、教育長が教育事務を執行したので報告するものである。

2 根拠法令

地方自治法

(補正予算、暫定予算等)

第二百十八条 普通地方公共団体の長は、予算の調製後に生じた事由に基づいて、規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを議会に提出することができる。

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第十一条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則(昭和 4 9 年泉大津市教育委員会規則第 4 号)第 2 条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

3 内 容

別紙 2 のとおり

教育費7号補正 歳出

(単価：千円)

課名	事業名	節	細々節	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額	主な内容
1 指導課	介助員配置事業	報酬	報酬	71,504	2,761	74,265	会計年度任用職員（介助員特別支援員）の給与改定に伴う報酬増のため。
2 生涯学習課	図書カード配布事業	需用費	消耗品費	0	77,040	77,040	図書カード購入費、コールセンター関連消耗品
3 生涯学習課			印刷製本費	0	250	250	チラシ等印刷費
4 生涯学習課			役務費	通信運搬費	0	5,810	5,810
5 生涯学習課		人材派遣料		0	2,400	2,400	コールセンター設置に伴う人材派遣料
6 生涯学習課		委託料	図書カード発送関連業務委託料	0	2,450	2,450	送付対象者リスト作成、封入封緘作業、発送業務等委託料
7 生涯学習課		使用料及び賃借料	電子複写機借上料	0	44	44	コールセンター設置に伴う電子複写機借上料
8 生涯学習課			機器借上料	0	116	116	コールセンター設置に伴う机、椅子、パソコン等の備品リース料
合計				71,504		162,375	

報告第 2 4 号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和 5 年 1 1 月 1 日（水）～ 令和 5 年 1 1 月 3 0 日（木）

4 内 容

別紙 3 のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R5.11.14	R6.2.15	佐藤ママ子育てセミナー「新学年の迎え方」	株式会社朝日新聞社
2	R5.11.24	R6.3.23	泉大津eスポーツフェスティバル	南海電気鉄道株式会社
3	R5.11.24	R6.1.14	新春を寿ぐ和の宴	新春を寿ぐ和の宴
4	R5.11.27	R6.4.13 ～ R7.2.16	2024年度 わんぱくクラブ	NPO法人ピープルアクティブライフ
5	R5.11.27	R6.4.13 ～ R7.2.9	2024年度 SEEDs中学生プログラム	NPO法人ピープルアクティブライフ
6	R5.11.27	R6.4.13 ～ R7.2.16	2024年度 アドベンチャースクール	NPO法人ピープルアクティブライフ
7	R5.11.30	R6.2.18	第13回泉大津ライオンズクラブ杯争奪 こども将棋大会	泉大津ライオンズクラブ

新